

## 技術的保護手段に係る条約について

### 1. WIPO 新条約

- 1996年（平成8年）12月に採択されたWIPO新条約では、技術的保護手段の保護義務に関する規定が盛り込まれた（「著作権に関する世界知的所有機関条約」（WIPO Copyright Treaty, WCT）第11条及び「実演及びレコードに関する世界知的所有機関条約」（WIPO Performances and Phonograms Treaty, WPPT）第18条）。
- WCT第11条は、「技術的保護手段（technological measures）」を「著作者により許諾されておらず法によっても許容されていない行為をその著作物について制限する、効果的な技術的手段であって、この条約又はベルヌ条約に基づく権利の行使に関して著作者が利用するもの」と定義している。（WPPT第18条も同旨）
- 同条は、この技術的保護手段の「回避（circumvention）」に対して、締約国は「適切な法的保護及び効果的な法的救済を定め（provide adequate legal protection and effective legal remedies）」なければならない旨定めている。
- 条約上の要請としては、WCTにおいて「許諾」が必要な著作物について「技術的保護手段」の法的保護及び救済について措置を講じることが求められているが、その内容としては、各国が判断することができると解されている。
- 従って、少なくとも「著作権等の支分権」に関して「法的保護」することが条約上の要請を充たすものと解され、更に、条約上の要請を充たした上で、「技術的保護手段」の範囲及びその規制の対象を拡大することは、条約上許容され、各国の判断に任されていると解される。

### 2. ACTA について

- 模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA）（仮称）は、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組をつくらうとするものであり、現在、11カ国・地域（※）の間で、2010年中の妥結を目指し交渉中である。次回、第11回会合は9月下旬に東京で開催予定。

(※) 日本、米国、EU、スイス、カナダ、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール、メキシコ、モロッコ

- 技術的保護手段の回避については、米国やEU等から提案された条文案をめぐって現在交渉中であり、その具体的な内容は現時点で定まっていないものの、技術的保護手段にはコピーコントロール及びアクセスコントロールが含まれると定めた上で、技術的保護手段の回避行為及び回避機器の製造、頒布、輸入等を規制する方向で議論が行われている。

### (参考) 条約上の条文

#### ◆WCT 第 11 条 技術的手段に関する義務

締約国は、著作者によつて許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、この条約又はベルヌ条約に基づく権利の行使に関連して当該著作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

#### ◆WPPT 第 18 条 技術的手段に関する義務

締約国は、実演家又はレコード製作者によつて許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、この条約に基づく権利の行使に関連して当該実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。